

短期入所生活介護さくら
(介護予防短期入所生活介護さくら)

契約書及び重要事項説明書

利用者名 様

株式会社刈谷ケアサービスさくら
短期入所生活介護さくら
刈谷市小垣江町永田123-1
TEL (0566) 61-2840

利用契約書 (P1~P5)

重要事項説明書 (P6~P13)

個人情報提供同意書 (P14)

様（以下「利用者様」という。）と、株式会社刈谷ケアサービスさくら（以下「事業者」という。）は、利用者様が短期入所生活介護さくら（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される短期入所生活介護あるいは介護予防短期入所生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約締結します。

＜第一章＞総則

○第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者様がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者様に対し介護保険法等の関係法令およびこの契約書に従い、短期入所生活介護あるいは介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

○第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者様の要介護認定または要支援認定の有効期限満了日までとします。
- 2 利用者様は、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることが出来ます。
また、利用開始予定日より3日間以上の猶予において、短期入所生活介護さくらの追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は、居室が確保できない等正当な理由がない限りこれを断りません。
- 3 利用者様は、契約期間満了日から次の要介護認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新することができます。この場合、契約期間満了日までに更新後の契約期間中の利用期間を登録するものとします。ただし、他の利用者様の登録により、すでに定員に達している期間を含めた利用期間は登録できません。

＜第二章＞事業所の義務

○第3条（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画）

利用期間が、4日間以上の場合、事業者は、利用者様の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画書」に沿って「施設サービス計画書」を作成します。事業者は、この「施設サービス計画書」の内容を利用者様およびそのご家族様に説明します。但し介護支援専門員の居宅サービス計画書がない場合には入所をお断りする場合があります。

○第4条（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供場所・内容）

- 1 サービスの提供場所は短期入所生活介護さくらです。所在地及び設備の概要は【重要事項説明書】のとおりです。
- 2 利用者が利用できるサービス内容は【重要事項説明書】のとおりです。事業者は、【重要事項説明書】に定めたサービス内容について、利用者様およびそのご家族様に説明します。

3 事業者は、利用者様の希望、状況等に応じて、第2項に定める各種サービス内容を適切に提供します。

4 事業者は、「居宅サービス計画書」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。

5 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者様の希望に添うようにします。

○第5条（サービスの提供の記録）

1 事業者は、サービス終了時に、サービス実施内容等を書面に記載し、利用者様または身元引受人から確認を受けます。また、利用者様の確認を受けた後その写しを利用者様にお渡しします。

2 事業者は、サービス記録を作成し、利用終了後5年間は保管します。

○第6条（秘密保持）

1 事業者および事業所の職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者様およびそのご家族様に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしたりしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者の同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者様の個人情報を提供しません。

○第7条（緊急時の対応）

事業者は、現にサービスの提供中にその利用者に病状の急変が生じた場合、その他に緊急事態が生じた場合は、利用者様があらかじめ届け出た連絡先へ連絡するとともに、必要な処置を行います。

○第8条（連携）

1 事業者はサービスの提供に当たり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

2 事業者は、短期入所生活介護事業の円滑な実施に必要な場合、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。

＜第三章＞サービス利用と料金の支払い

○第9条（サービス利用料金の支払い）

1 利用者様は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用料を事業者へ支払います。

2 事業者は、前頁の規定により利用者様が支払うべき利用料を請求書に明細を付して、翌月15日頃に利用者様に請求します。

- 3 利用者様は、前頁に規定する請求があったときは、請求書に記載の期日までに、現金又は振り込みで支払います。但し、口座自動振替による支払いは、その定めによります。
- 4 当事業所は、「特定入所者介護（支援）サービス費」制度の適用事業所である。

○第10条（料金の変更）

- 1 事業者は、介護保険制度の改正により、介護給付費・予防給付費体系の変更があった場合、当該サービス利用料金を変更することができます。
- 2 事業者は、利用者様に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 3 利用者様が、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

○第11条（利用開始前のサービスの中止）

- 1 利用者様は、事業者に対して、利用開始予定日の前日までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者様が前頁に規定する期日までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合事業者は、利用者様に対して【重要事項説明書】キャンセル料に定める計算方法により、請求することができます。この場合事業者は、明細を付した請求書を利用者様に交付し、利用者様は請求書の交付を受けてから7日間以内に現金または振り込みで支払うものとします。

○第12条（利用期間中の中止）

- 1 利用者様は、事業者に対して前日までに申し出るにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の利用料は実際の退所日までの日数を基準に計算します。
- 2 事業者は、利用者様の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合のキャンセル料は発生しません。
- 3 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者様が入院した場合、サービスは中止となります。この場合の利用料は入院日までの日数を基準に計算します。

＜第四章＞契約の終了

○第13条（契約の終了事由）

- 1 利用者様は、現にサービスを利用している期間を除く、1週間の予告期間において事業者に対して文書で通知することにより、この契約を解約する事が出来ます。ただし、利用者様の病変、急な入院等は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者様に対して1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 事業者は、次の事由に該当した場合、利用者様に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者様が現にサービスを利用している期間中は、1 日間の予告期間をおきます。

- ① 利用者様が事業者を支払うべきサービス利用料を正当な理由なく1 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7 日間以内に支払われない場合
- ② 利用者様またはそのご家族様が、事業者や事業所の職員または他の利用者様に対し、窃盗、暴行、暴言、虚実、誹謗中傷その他の利用継続し難いほどの背信行為を行った場合
- ③ 事業者は、ご家族様が非協力、その他信頼関係を損なう行為をし、改善の見込みがない場合
- ④ 天災、災害、施設、設備の故障その他やむを得ない理由により、利用させることができない場合

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者様が他の介護保健施設に入所した場合
- ② 利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者様が死亡した場合又は被保険者資格を喪失した場合

＜第五章＞損害賠償

○第14条（賠償責任）

1 事業者は、この契約に基づいてサービスを提供するにあたって、事業者もしくは施設職員の故意や過失、もしくはこの契約上の注意義務に違反して利用者の生命・身体財産に損害を与えた場合はその賠償責任を負います。

ただし、その損害について、利用者の故意、過失もしくはこの契約上の注意義務違反、もしくは利用者に施設職員の正当な業務上の指示に違反が認められる場合は、その状況を斟酌してその賠償額の減額または免除することができるものとします。

2 利用者様との契約締結時に、その心身に状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合、事業者は損害賠償を免れます。

3 深夜、日中を問わず、利用者様の急激な体調の変化や、お一人での転倒、ベッドからの転倒事故等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合、事業者は損害賠償を免れます。

4 利用者様が故意又は重大な損失により、施設、事業所の職員、他の利用者様等に損害を与えた場合、その損害を賠償請求することがあります。

○第15条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

1 契約の有効期間中、地震等の天災、その他事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合、利用者様に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前頁の場合に、事業者は、利用者様に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

＜第六章＞その他

○第16条（相談・苦情対応）

- 1 事業者は、利用者様からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、介護サービスに関する利用者様の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。
- 2 窓口は【重要事項説明書】のとおりです。

○第17条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者様および事業者は、誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

○第18条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者様および事業所は、利用者様の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

○第19条（入所時に関する事項）

- 1 入所時の健康チェックで、発熱（37℃以上）や咳き込み等体調不良による感染症（インフルエンザ、ノロウイルス、疥癬、結核等）の疑いがある場合、入所をお断りする場合があります。
 - 2 皮膚疾患等で他の利用者の方に感染の恐れがあると事業者が判断した場合は、一時利用を中止させて頂く場合があります。
 - 3 ご利用時間中に体調がすぐれない場合は、ご利用を中止または内容の変更をすることがあります。
 - 4 サービス提供中、容体の変化等があった場合は、主治医やご家族、居宅支援事業所へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。
 - 5 サービス利用にあたっての禁止事項について
- ① 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
 - ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
 - ③ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

※当事業所は、お客様に対して短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護を提供します。契約締結する前に知って頂きたい事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

【重要事項説明】

1 事業者（法人）の概要

名称 ・ 法人種別	株式会社 刈谷ケアサービスさくら
代表者名	代表取締役 中村 圭介
所在地 ・ 連絡先	刈谷市小垣江町永田123-1 (電話) 0566-61-2833 (FAX) 0566-61-2831

2 事業所名称及び事業所番号

事業所名	短期入所生活介護さくら
所在地 ・ 連絡先	刈谷市小垣江町永田123-1 (電話) 0566-61-2840
事業所番号	2372900718
管理者の氏名	中村 圭介

3 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

株式会社刈谷ケアサービスさくら法人が開設する短期入所生活介護さくら事業所（以下、「事業所」という。）が行う規程短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、調理員、その他の従業員（以下「生活相談員等」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

- ①事業所の生活相談員等は、要介護・要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する脳力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の心身的及び精神的負担の軽減を図る。
- ②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供を努めるものとする。

4 事業所の概要

(1) 平成17年10月1日開設

(2) 営業日 年中無休

(3) 利用定員 20名 居室(一人部屋) 20室

(4) 主な設備

設 備	室 数	設 備	室 数
食 堂	1	医務室	1
浴 室	1	面談室	1

(5) 通常の送迎の実施地域

刈谷市・知立市・高浜市・安城市・大府市・東浦町・碧南市

5 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				常勤換算後の人数 (人)	職務の内容
		常勤 (人)		非常勤 (人)			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1				
生活相談員	1	1					
介護職員	12	4	3	5			
看護職員	4	1	1	2			
医 師	1			1			
栄養士	1	1					
機能訓練指導員	1		1				看護職員と 兼務
調理員	1	1					

6 職員の勤務体制

従業者の種別	勤 務 体 制		
管 理 者	勤務時間帯(8:30~17:30)		
生活相談員	勤務時間帯(8:30~17:30)		
介護職員	早番(7:00~16:00) 日勤①(8:30~17:30) 遅番②(10:30~19:30) 夜勤(17:00~9:00) *昼間帯(8:30~17:30)は、原則として 職員1名あたり3名の支援をします。 *夜間帯(17:00~9:00)は、原則として 職員1名あたり20名の支援をします。		
看護職員	非常勤勤務		
医 師	非常勤専従(13:00~15:00) 週1回(火曜日)		
栄養士	常勤勤務	調理師	常勤勤務

7 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の内容と費用

(1) 介護保険給付対象サービス（サービス内容）

種 類	内 容
食 事 (食事提供時間)	朝食 7:30～8:30 昼食 12:00～13:00 夕食 17:00～18:00 栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。
入 浴	週 2～3 回程度の入浴又は清拭を行います。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄自立についても適切な援助を行います。
離床・着替え 整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。シーツ交換は週 1 回、寝具の消毒は月 1 回実施します。
健 康 管 理	医師による週 1 回の検診日を設けています。
レクリエーション等	塗り絵、ストレッチ体操、音楽による発声練習等
相談及び援助	利用者とそのご家族からのご相談に応じます。
送 迎	利用者の心身の状態、ご家族等の事情等で送迎を行います。

(2) 費用

原則として介護保険給付対象利用料金は各利用者様の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用料金全額 10 割をお支払い下さい。利用者様のお支払いの確認後領収書を発行します。

領収書は、後に利用料の償還払いを受ける時に必要となります。

(3) 介護保険給付対象利用料金

単独型（地域区分 3 級加算）1 単位 10.83

要介護度	基本単位数/日	利用者負担額（1 割）	利用者負担額（2 割）	利用者負担額（3 割）
要支援 1	479	479 円	958 円	1,437 円
要支援 2	596	596 円	1,192 円	1,788 円
要介護 1	645	645 円	1,290 円	1,935 円
要介護 2	715	715 円	1,430 円	2,145 円
要介護 3	787	787 円	1,574 円	2,361 円
要介護 4	856	856 円	1,712 円	2,568 円
要介護 5	926	926 円	1,852 円	2,778 円

※上記に地域区分×10.83 又おおよその計算になります。

別途加算（1日につき）下記に地域区分3級加算 1単位（10.83）

種 類	利用者負担額 1割の場合	2割の場合	3割の場合
サービス提供体制加算Ⅲ（注1）	60円	120円	180円
送 迎	片道 184円	368円	552円
	往復 368円	736円	1,104円
●若年性認知症利用者受入加算（注2）	120円	240円	360円
●緊急短期入所受入加算（注3）	90円	180円	270円

●は対象者のみの加算です

※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 13.6%

注1 直接提供職員のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること。

注2 若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと

注3 利用者を受け入れたときに、当該利用者のみ（原則7日やむを得ない場合14日）

（4）介護保険給付対象外利用料金（全額自己負担）1日あたり

滞在費（全個室）	電動ベッド、テレビ、チェスト付き、エアコン、洗面台	2,600円 3,000円（特室）
管理費	セキュリティ代、眠りスキャン 水道光熱費等	300円
食費	朝食	500円
	昼食	780円
	手作りデザートセット	270円
	夕食	700円
教育娯楽費	レクリエーション材料費	200円
日用品費	歯ブラシ、シャンプー、タオル等	500円

※ソフト食は各+150円（デザートセットは除く）

※特別行事のイベント時は別途追加料あり

※滞在費と食費につきましては、介護保険負担限度額認定を受けられている方は利用者負担段階に応じて認定証記載の負担額になります。

（5）その他短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、お客様に負担頂くが適当と認められる費用はお客様の負担となります。

（6）キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料をいただきます。

ただし、当施設が緊急やむを得ない事情と判断した場合は不要です。

ご入所日前日までにご連絡があった場合	不要
ご入所日当日のキャンセルの場合	1,500円

※ご利用前に、入院されました場合、すでにご予約している箇所は、すべてキャンセルとなりますのでご了承下さい。(キャンセル料は、発生しません。)

(7) 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとします。

8 (1) 利用料等のお支払い方法 (月払いの場合)

毎月、15日頃に第7項利用料に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を、利用料明細書により請求いたします。振込みの場合は、請求書に記載の期日までに、下記へお振込み下さい。

※入金確認後、領収書を発行します。 碧海信用金庫 小垣江支店
普通預金口座 (0211752)
口座名義 (株)刈谷ケアサービスさくら

9 緊急時の対応に関する事項

事業所は、ご利用者に対するサービス提供により事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、ご家族、主治医、救急機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

10 業務継続計画の策定等に関する事項

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- (4) その他

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び 防災訓練	別途定める消防計画にのっとり年1回夜間及び昼間を想定した避難訓練を行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	誘導灯	13箇所	室内消火栓	各箇所あり
	火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり
防災計画等	刈谷消防署への届出日：令和3年12月22日 防火管理者：中村 圭介			

11 衛生管理等に関する事項

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね年に1回以上開催するとともに、その結果について、すべての従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期実施する。

12 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する居宅サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
- (3) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- (4) (協力医療機関等)

医療機関	病院名	医療法人豊田会 刈谷総合病院
	所在地	刈谷市住吉町5丁目15番地
	電話番号	0566-21-2568
	診療科	全科

13 苦情、ハラスメント処理に関する事項

- (1) 事業所は、提供した居宅サービスに対する利用者又はその家族などからの苦情ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事業所は、適切な居宅サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

14 当事業所の虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ② 利用者、及び家族その家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所はサービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村等に通報するものとする。

15 お客様へのお願い

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- (2) サービスの利用にあたっては、利用を希望する期日の初日の2ヶ月前から、利用する間を明示して申し込むことが出来ます。
- (3) 介護報酬の領収書は、確定申告の際に医療控除の対象になる場合もありますので、大切に保管して下さい。再発行は有料となります。(1通100円)

16 施設の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 10:00～17:00 (制限をかけさせて頂く場合もあります) 来訪者は面会時間を厳守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。 飲食物の持込は、ご遠慮願います。
外出	外出の際には、必ず行き先と戻られる時間を職員に申し出て下さい。
居室・設備・器具 の 利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 <u>これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。</u>
喫煙	施設内禁煙
迷惑行為等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないで下さい。
貴重品・金銭 所持品	貴重品、金品の持ち込みはご遠慮ください。(時計、眼鏡をご利用の場合は、記名をお願いします) やむを得ず、貴重品、金銭等を持ち込む場合は自己責任となります。 また、施設内においても、所持品の管理に努めてまいります。万が一紛失あるいは破損などが発生致しました場合、故意あるいは重大な過失がある場合を除きこれらの所持品の賠償等については、責任を負いかねます。
宗教・政治活動	事業所内での他の利用者様に対する執拗な宗教及び政治活動はご遠慮願います。
動物の飼育	事業所内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

17 施設送迎

土、日の送迎は行っておりません。送迎時間のご連絡は、利用日前日の夕刻に当施設よりご連絡させていただきます。余裕をもたせ時間をお知らせしておりますが、その時の交通状況により変動することがありますのでご了承下さい。又毎回明確な時間指定又は急な変更には対応しかねますのでご了承下さい。

18 苦情処理に関する事項

- (1) 事業者は、提供した居宅サービスに苦情がある場合は、迅速かつ誠実に対応を行います。
- (2) 事業者は、苦情対応の窓口責任者及び連絡先を明らかにします。

サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口 窓口責任者：中村圭介	午前8時30分～午後5時30分 (月曜日～金曜日) ご利用方法：電話 (0566) 61-2840
--------------------------	--

事業所以外に各市役所でご相談・苦情窓口で受付けています。

愛知県国民健康保険団体連合会 苦情窓口	(052) 971—4165
知多北部広域連合 事業課	(052) 689—2263
刈谷市 長寿課	(0566) 62—1013
知立市 介護保険係り	(0566) 83—1111
高浜市 いきいき広場	(0566) 52—9610
安城市 高齢福祉課	(0566) 76—1111
大府市 福祉課	(0562) 47—2111
碧南市 高齢介護課	(0566) 41—3311

19 第三者評価の実施状況

当事業所は第三者評価の実施は行っておりません。

※契約書、重要事項説明書について説明を受け、記載事項全てについてここに同意し、契約を終結します。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、お客様、事業者が各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(事業者)

所在地	刈谷市小垣江町永田1 2 3 - 1		
事業所名	短期入所生活介護さくら		
管理者	中村圭介	説明者	

(利用者様)

住 所	
氏 名	

(利用者家族又は代理人 (選任した場合))

利用者様は署名できないため、本人の意思を確認の上、私が代わって署名代行します。	
住 所	
氏 名	(続柄)
勤務先	(電話番号)

個人情報利用同意書

私及び私の家族の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用する事に同意します。

記

1 (使用目的)

事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画書に基づき、介護（予防）サービス等を円滑に提供する為に実施されるサービス担当者会議において必要な場合、又他の事業所や医療関係との連絡調整の為に使用する。

2 (個人情報の内容)

- (1) 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等で、事業者がサービスを行うために必要な利用者様やご家族様の個人情報。
- (2) その他利用者様やご家族様に関する個人情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうる情報。

3 (使用する条件)

- (1) 個人情報の提供は、1に記載する目的の必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

4 (使用する期間) サービス契約締結日からサービス提供の終了日までとする。

令和 年 月 日

事業所

刈谷市小垣江町永田 1 2 3 - 1

短期入所生活介護さくら

【利用者様】

住所	
氏名	

【家族代表】 必要時のみ署名頂きます。

住所	
氏名	

利用者は、身体の状態等により署名ができない為、利用者の意思を確認の上、私が利用者 に代わって、その署名を代筆しました。【署名代行者】

住所	
氏名	(続柄)

